

令和8年8月6日

各 位

ウリ信用組合

理事長 金 和彦

第三者委員会の設置について

このたび、当組合において、元役員による顧客預金の着服等の不祥事件をはじめとする複数の不適切な事案（以下、「本件事案」といいます。）が判明し、監督官庁より行政処分を受けました（※）。信用を第一とすべき金融機関としてこのような事態を生じさせ、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当組合は、本件事案について、事実関係の全容解明、発生原因の分析、責任の所在の明確化及び実効性のある再発防止策の策定等が不可欠であり、そのためには、当組合から独立した公正かつ中立な立場にある外部の専門家に調査等を委ねることが適切であると判断いたしました。

つきましては、当組合は、今般、当組合と利害関係を有しない外部の専門家により構成される第三者委員会を設置し、同委員会に対し、本件事案に関する調査等を委嘱いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当組合は、第三者委員会の調査に全面的に協力するとともに、当該調査結果を厳粛に受け止め、責任の所在の明確化と再発防止に向けた取組みを徹底してまいる所存でございます。

（※）行政処分の理由

当局による立ち入り検査等において、経営管理態勢・法令等遵守態勢等について、以下のような重大な問題が認められたため。

- (1) 過去、元役員による多額の顧客預金着服等の不祥事件が発生していたほか、その他職員による4件の不祥事件が発生していたにもかかわらず、経営陣主導で長期にわたって当局に事実を隠蔽していたことが判明したこと。
- (2) 従前より、多額の架空名義及び借名預金を受け入れており、それについて、過去に当局より発出した報告徴求命令に対して対象の一部を除外して報告を行っていたことが判明したこと。
- (3) その他、大口信用供与等規制・組合員制度を潜脱した不適切な業務執行を行っていたほか犯罪収益移転防止法等に基づく取引時確認が適切に実施されておらず、これらの行為に対する牽制・監視機能が組織全体として機能していないことが確認されたこと。
- (4) 今般の検査において、上記について発覚を回避することを目的として、多数の役員による検査忌避等に該当する行為（関連資料の廃棄及び隠匿並びに検査官に対する虚偽の答弁等）が確認されたこと。

記

1 第三者委員会の構成

当組合と利害関係を有しない札幌弁護士会所属の弁護士（3名）

委員長：弁護士 岸田洋輔

岸田法律事務所

委員：弁護士 田村暢健

ながた法律事務所

委員：弁護士 木下雄高

桶谷法律事務所

2 委嘱事項

- (1) 本件事案に係る事実関係の調査及び解明
- (2) 本件事案の発生原因及び背景事情の分析
- (3) 本件事案に関する役員及び従業員等の関与の有無並びに責任の所在
- (4) 当組合の内部管理態勢、法令等遵守態勢及び組織風土上の問題点の検討
- (5) 再発防止策に関する提言
- (6) その他本委員会が調査の目的を達成するために必要と認める事項

3 今後の予定

第三者委員会において資料等を精査のうえ、調査報告書を取りまとめ、速やかに公表するとともに、記者会見を行うことを予定しております。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

ウリ信用組合 総務部

電話番号：011-218-3000

受付時間：平日午前9時～午後5時